

サービス種別	内容	ご質問(趣旨)	回答
1 通院等介助	診察室内は算定対象外となることについて	集団指導資料や運営ガイドP27「病院内の介助の考え方」、P58「3 通院等介助(1)イ」には、診察室(検査、リハビリ室を含む)内は算定対象外とある。介護保険では平成30年7月11日横浜市通知(介事第446号)によると算定可能になったが、指定障害福祉サービスにおいては、引き続き算定不可ということか。(他、同様の質問2件)	介護保険とは制度が異なることから、横浜市の障害福祉サービスにおける考え方は次のとおりとしています。 病院内の介助については、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであり、診察室(検査、リハビリ室)は医療報酬が発生していることも鑑みて、通院等介助等の障害福祉サービスの算定対象外となります。なお、本取り扱いは診察室において具体的に介助を要する場合に、その介助を自費契約等によりヘルパーが対応することを妨げるものではありません。また、待合室等での具体的な介助が必要な場合は、区が必要性を判断し診察室以外での院内介助は認めております。
2 居宅介護	サービス提供責任者の減算について	居宅介護職員初任者研修課程修了者(介護職員初任者研修課程修了者や旧ヘルパー2級を含む)をサービス提供責任者として配置した場合は10%減算とありますがヘルパー1級の資格取得の者をサービス提供責任者に配置した場合も減算対象になるのか。	減算対象ではありません。今回の報酬改定により減算となるのは、集団指導の資料に記載のあるとおり、あくまでも「居宅介護職員初任者研修課程修了者(介護職員初任者研修課程修了者や旧ヘルパー2級を含む)」をサービス提供責任者として配置した場合です。
3 共通	指示書作成の必要性について	当事業所では、全てのケースとも指示書を作成しているが、その中には、サービス提供責任者のみがサービス提供している方もいる。そもそも、サービス提供責任者のみに対応者となっている場合、指示書を作成する必要があるか。必要性があるのならば、理由も説明いただきたい。	サービス提供責任者の業務の一つに、「サービス提供者に対する技術指導等のサービス内容の管理」が挙げられます(基準第30条)。指示書(手順書)については、サービス提供者の活動内容について、手順等を具体的に示し適切なサービスが行われるよう管理するために必要となるものです。サービス提供責任者のみがサービス提供する場合であっても、別の従業者がサービスを行う場合を想定し、事業所として指示書(手順書)を作成しておくことが望ましいと考えます。
4 共通	事業者記入帳の欄番号について	受給者証の事業者記入帳の記入欄がいっぱいになり、新しい事業者記入帳に記入する際の欄番の取り方について聞きたい。旧記入帳の欄番に契約の終了していない有効な番号がある場合、新記入帳の番号が1から始まるため、番号が重なる場合があるが、その際どのように対応すればよいか。	国の「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(事務処理要領)によると、支給量管理について、契約支給量が決定支給量の範囲内となるようご利用者本人やご家族、事業者及び市町村がそれぞれ管理を行うものとされています。また、事業者記入帳への記入が必要な場合として、①新規に契約する場合 ②契約を終了する場合 ③契約支給量を変更する場合を挙げています。 ご質問の場合には、旧記入帳の欄番に有効な契約が残っていることから、新記入帳の番号は旧記入帳の続き番号から始める(印刷されている欄番を訂正して使用する)等、支給量管理の観点から、ご利用者やご家族とも相談しながらより良い方法を工夫していただくようお願いいたします。
5 他	障害者虐待の防止と対応について	障害者虐待防止と対応について、内部研修資料を作成中ですが、横浜市に指針があればご提示頂ければありがたい。	横浜市では、障害者虐待の防止に向け、ホームページに各種資料を掲載しております。対応マニュアルや、昨年度実施した研修で使用したテキスト等もありますのでそちらをご覧ください。 アドレス: http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/sodan/gyakutaiboushi/

※いただいたご質問の中で、今回の集団指導の内容と関わりのないもの及び個別性の高い案件については除外しています。

★集団指導の資料について(補足)★

集団指導の資料(スライド資料)のうち、「5 請求事務について」の中の「請求審査(訪問系)」というタイトルのスライドにおいて、一次審査(国保連)において「警告」から「エラー」に移行するコードうち、例を3つ挙げましたが、そのうち下記コードについては、10月30日付の厚生労働省事務連絡において、当初エラー移行対象であったものの移行対象外となり、今後も引き続き「警告」となる旨連絡がありましたので、ご承知おきください。

・PP39: ★(エラー移行対象)→※(警告) 支給量: 重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません